

令和5年度 大洗町奨学生募集要項(高校生)

大洗町教育委員会では、有為な人材の育成を図ることを目的に、優良な学生であり、経済的理由によって就学が困難な者に対して奨学資金を給付しています。

※日本核燃料開発株式会社様より寄付金をいただき、一部運用しております。

1 出願資格 以下の要件をすべて満たしている方

- (1) 大洗町に1年以上居住する者の子。
- (2) 令和5年4月に高等学校・国立高等専門学校へ入学を予定している者または在学者。
- (3) 人物・学業ともに優良である者。(成績基準あり)
- (4) 経済的理由により、修学に困難があると認められる者。(収入基準あり)

2 募集人員

高校生(高専含む) 10名程度【予定】

3 奨学金額

給付月額	月額10,000円
給付期間	在学する学校の正規の修業期間のうち令和5年4月から 残修業期間中とします
給付方法	奨学資金は指定された口座に年4回に分けて振り込みます

4 提出書類

①～③は、出願時に必要な書類

④は、入学後に取得し提出する書類

① 大洗町奨学生願書(様式第1号) ※記入例を参考にご記入ください。

- ア 同一住居に居住し、家計を一にしている場合は、全員同一家族とし、収入のある者すべての年収額を記入します。(祖父母と世帯は別であっても同じ住所の場合は同一家族とみなします) ※③課税証明書は父母分のみで可
- イ 職場や任地の都合で別居している家族維持者、就学又は病気療養のため別居している者等についても、同一家族として記入します。
- ウ 就学している家族については、学校名・学年・奨学金等の受給の有無を記入します。
- エ 学費については、希望する学校の学費を分かる範囲で記入します。
- オ 出願の理由欄には、出来るだけ詳細にその理由を記入します。

② 奨学生推薦調書（様式第2号）

【入学予定者(新1年生)】

在学している(していた)中学校に作成を依頼し、添付します。

【在学者(新2・3年生)】

在学している高校・高専に作成を依頼し、添付します。

③ 父・母の令和4年度課税証明書

・父母の令和3年分収入に対する令和4年度課税証明書を大洗町役場住民課窓口で申請・取得し、添付します。

※申請の際、印鑑・身分証明書・一通につき手数料300円が必要です。

④ 在学証明書(令和5年4月12日【水】までに提出)

・令和5年4月1日時点で在学する高校(高専)で取得し、提出します。

5 出願手続き

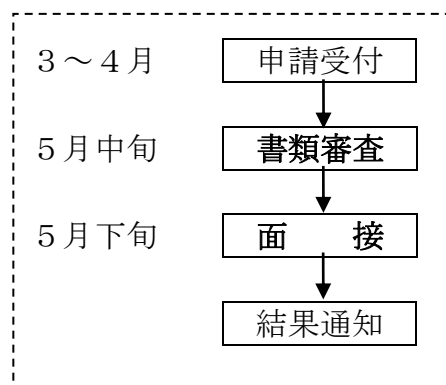
出願期間 令和5年3月1日（水）～令和5年4月5日（水）まで

※土曜日・日曜日・祝日を除く。※受付時間は、午前8時30分～午後5時15分

提出先 大洗町教育委員会 学校教育課 窓口に提出してください。

6 奨学生の採用決定

奨学生選考審議委員会による「書類審査」「面接」を行い、採否を決定し、5月下旬に結果を通知します。



7 給付の停止

次のいずれかに該当するときは、給付を停止します。

- (1) 休学したとき。
- (2) 親権者またはこれに代わるものが本町外に転出したとき。
- (3) 傷痕疾病などで成業の見込のなくなったとき。
- (4) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (5) 奨学資金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) その他奨学生として適当でないと認められるとき。

令和5年度 大洗町奨学生推薦基準(高校生)

1 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて、態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

2 健康について

学校保健法による定期健康診断等の結果により、修学に十分耐えうると学校側が認めた者。

3 学力について

【 入学予定者 (新1年生) 】

＜中学校に推薦調書(様式第2号)の作成を依頼する＞中学校2～3学年における学習成績の評定を全履修教科について平均した値が **3.0 以上** であること。

【 在学学生 (新2・3年生) 】

＜在学している高校・高専に推薦調書(様式第2号)の作成を依頼する＞出願時に在学する学年の前2ヶ年（2ヶ年未満のときは、入学から現在まで）の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が **3.0 以上** であること。

※奨学生推薦調書(様式第2号)について＜学校向け記入例あり＞

- ・ 評定平均値については、小数第2位まで記入する。(小数第3位は切り捨て)
- ・ 履修教科(科目)の評定は「5・4・3・2・1」の5段階法によることとする。
5段階法によらない評定については、5段階に換算して評定する。
ただし、「優・良・可」の3段階法による場合は、「優は4・良は3・可は2」に換算して評定する。
- ・ 「学力が基準に満たない場合(2.8以上3.0未満)」であっても、その者が優れた素質を有し、奨学金によって【学習成績の向上が期待できる】あるいは【将来的にスポーツ・芸術等の分野において特出した発揮ができる】場合は、ご推薦ください。
- ★ 推薦調書には、家庭事情のほか、クラブ活動、生徒会活動、学業成績等、本人の参考となる事項を具体的に記入してください。
- ★ 推薦にあたっては、勉学意欲があり、高校等を確実に卒業できる見込みがあると学校長が認める者を推薦してください。

4 家計について

次のアからウまでのいずれかに該当すること

- ア 生活保護法による保護を受けている
- イ 世帯の構成員が、地方税法第 295 条第 1 項の規定により町民税を非課税とされている、又は同法第 323 条第 1 項の規定により町民税を減免されている
- ウ 世帯の全収入が生活保護基準額のおおむね 1.5 倍以下である（P. 5～6 参照）

【世帯の全収入額の算定】

（1） 給与収入（収入額で判定）

町県民税課税証明書の給与収入金額とします。

（給与収入の範囲）

- ・ 給料、賃金（賞与を含む）
- ・ 専従者給与（専従者控除分も含む）
- ・ 年金（恩給・老齢年金・遺族年金等を含む）
- ・ 生活保護法による扶助費、傷病手当金、失業給付金

（2） 自営業など給与以外の収入

1 年間の総収入から必要経費を控除した金額を所得金額とします。

町県民税課税証明書の営業等所得金額とします。

【給付対象となる収入の目安】

「給与収入」と「給与以外の収入」では、基準額が異なりますので、注意してください。
 ※世帯収入が「給与収入」と「給与以外の収入」の双方ある場合は、給与収入を下記①の表で所得額に換算し、給与以外の収入と合算した所得額で判定します。

(1) 世帯人数別金額の目安 (年額)

(単位：千円)

	世帯人数 (本人含む)					
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
収入基準額表 (給与収入はここでみる)	1,660	2,689	3,561	4,392	5,187	6,105
所得基準額表 (給与以外の収入)	994	1,702	2,312	2,971	3,608	4,344
	世帯人数 (本人含む)					
	7 人	8 人	9 人	10 人	11 人	12 人
収入基準額表 (給与収入はここでみる)	6,951	7,792	8,629	9,467	10,305	11,142
所得基準額表 (給与以外の収入)	5,056	5,813	6,567	7,320	8,090	8,885

表①

区 分	計 算 式	
1 円～ 650,999 円	0 円	
651,000 円～1,618,999 円	給与収入額－650,000 円	
1,619,000 円～1,619,999 円	969,000 円	
1,620,000 円～1,621,999 円	970,000 円	
1,622,000 円～1,623,999 円	972,000 円	
1,624,000 円～1,627,999 円	974,000 円	
1,628,000 円～1,799,999 円	給与収入÷4 で 千円未満切捨て (算出金額A)	$A \times 4 \times 60\%$
1,800,000 円～3,599,999 円		$A \times 4 \times 70\% - 180,000$ 円
3,600,000 円～6,599,999 円		$A \times 4 \times 80\% - 540,000$ 円
6,600,000 円～9,999,999 円	給与収入額×90%－1,200,000 円	
10,000,000 円～	給与収入額×95%－1,700,000 円	

(2) 加算額の目安 (年額)

(単位：千円)

区 分	金 額	要 件
教育扶助	4 7	小学生 1 人につき
	9 2	中学生 1 人につき
住宅扶助	2 3 4	家賃を払っている場合
障害者加算	4 4 9	障害程度等級表 1 級, 2 級, 又は国民年金法施行令別表 1 級該当
	3 0 0	障害程度等級表 3 級, 又は国民年金法施行令別表 2 級該当
母子加算	3 1 4	父母の一方又は両方が欠けている世帯
高等学校等就学費	9 6	高校生 1 人につき (本人は除く)

※ 障害者加算及び母子加算については、同一の者が 2 以上の加算事由に該当する場合は、いずれか最も高い加算額のみ加算します。

【判 定 方 法】

『世帯の全収入額』が、『世帯人数別金額の目安』と『加算額の目安』を足した金額を下回っていれば、家計基準を満たしていると判定します。

【計 算 例】

- ・父 (46 歳)・・・会社員, 年収 (2,500,000 円)
- ・母 (41 歳)・・・パート, 年収 (500,000 円)
- ・本人 (15 歳)・・・高校 1 年生
- ・弟 (13 歳)・・・中学 1 年生

① 世帯の全収入 (父と母) 3,000,000 円

② 合計収入基準額 4,484,000 円

内訳	収入基準額	4 人世帯 (給与収入)	4,392,000 円
	加算額	教育扶助 (中学生)	92,000 円

※世帯全収入 3,000,000 円 < 合計収入基準額 4,484,000 円
収入基準内のため申請可

5 問合せ先

大洗町教育委員会 学校教育課
〒311-1392 大洗町磯浜町 6881-275
電 話 029-267-5111 (内線 353)
F A X 029-266-2412
E-Mail gakukyo@town.oarai.lg.jp